

平成21年度第1回介護保険運営協議会議事録

◇日時	平成21年8月27日(木)午後6時00分～午後7時40分					
◇場所	福島町役場 庁議室					
◇出席委員	委員(会長)	小笠原 実	委員	上嶋 秀司	委員	小笠原 愛子
	委員	阿部 透	委員	山田 正宏	委員	塚本 謙也
	委員	清水 圭子	委員	堀 繁子	委員	常磐井 美穂子
	委員	花田 勇				
◇説明員	副町長	竹下 泰弘	課長	鳴海 清春	総括主査	工藤 泰
	主査	星野 優司	主査	三上 美穂	主任保健師	村上 啓子
	主事補	福井 理央				
◇欠席者	町長	村田 駿				

開 会 (午後6時00分)

○事務局

本日議員の出席については現在9名ということで上嶋先生が若干遅れるかと思いますが、議員定数の10名の過半数を越えていますので、介護保険運営協議会規則第4条により本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

それではただいまから平成21年度第1回目の福島町介護保険運営協議会を開催いたします。開催にあたりまして会長からご挨拶をお願いいたします。

○会 長

お忙しいところ、また雨が降っている中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、3つの協議会の議題がありますけれども、決算または包括支援センターの事業報告となっておりますので早めに終わるのではないかと思います。今後の介護保険、あるいは自立を含めての介護サービス、生活保護の良いご意見もあればと考えているので、そういう時間も少し設けたいと思っていますので今日は最後までよろしく願いいたします。

○事務局

それではこのあとの議案については会長の進行でお願いしたいと思いますけれども、その前に、町長が今日風邪で体調悪くして会議を欠席しておりますのでお詫び申し上げます。あと報告ですが、この度4月1日付けで社会福祉協議会の事務局長が金谷委員から本日出席の山田さんへ変更になっております。それに伴いまして、当委員会の方も山田さんへ変更となっておりますのでご報告させていただきます。それでは山田委員のほうから一言お願いします。

○山田委員

今お話がありました通り、4月1日から私が事務局長ということで拝命いたしております。あくまでも委員として、もしくは一事業者として皆さんのご意見を拝聴したいと考えておりますので是非、忌憚ないご意見等をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局

それでは議案の進行について会長の方からよろしく願いします。

○会 長

山田委員につきましては以前、事務局の方の立場でこの会議にも出席していただきまして、内容は分かっておりますのでよろしく願いします。

それでは介護運営協議会のほうの議案に入っていきます。報告第1号の平成20年度の介護

保険特別会計（保険事業勘定）決算についてと
いうことで、事務局をお願いします。

報告第 1 号平成 20 年度介護保険特別会計（保
険事業勘定）について

○事務局

報告第 1 号平成 20 年度介護保険特別会計
（保険事業勘定）の決算について、ご説明いた
します。

それでは、議案の 2 ページとなります。平成
20 年度の介護保険の保険事業勘定の決算額は、
歳入が 4 億 3 千 7 7 7 万 1 千 7 7 0 円となり、
歳出額の 4 億 3 千 2 3 0 万 1 千 5 3 6 円を差し
引いた収支額は、5 4 7 万 2 3 4 円となり、黒
字決算となっております。なお、この額が平成
21 年度へ繰り越される額となります。歳入
歳出の表として、前年度との対比表がそれぞ
れあります。

まず歳入をご説明いたします。平成 19 年度
の歳出総額、4 億 4 6 6 万 2 千 9 2 9 円に対し
て平成 20 年度の決算総額は、3 千 3 1 0 万 8
千 8 4 1 円の増加となっております、伸び率
では 8. 1 8 % の伸びとなっております。増加し
た主なものは、国庫補助金が 1 千 4 9 7 万 4 千
4 1 円、支払基金交付金 1 千 5 8 1 万 5 千 6 6
円、道支出金 1 千 2 8 万 5 7 3 円となっております。
増加の理由は、歳出の表を見ていただけ
るとお分かりいただけると思いますが、歳出に
おける保険給付費の覧の増減が 3 千万円ほど伸
びており、それに応じた割合で、歳入のそれぞ
れの財源も伸びとなったものであります。一方
繰入金も、8 7 8 万 7 千円の減少となっておりますが、これは地域支援事業交付の基準となる
率がアップしたことにより、一般会計からの事
務費繰入金が減少したことによるものです。次
に、歳出の表で一部訂正をお願いいたします。
下から 3 番目の諸支出金の増減額で、マイナ
スの△が漏れておりますので、訂正をお願いいた

します。

それでは、歳出をご説明いたします。歳出総
額の前年対比で、3 千 7 0 0 万 7 千 7 3 2 円の
増となっております、伸び率は 9. 3 6 % となっ
ています。増加の主なものは、保険給付費が 3 千
5 6 万 9 4 0 円の増加で、前年に比べて大きな
伸びとなっております。

なお、保険給付費の伸びに関しましては（3）
の介護給付費の給付実績で後ほどご説明いたし
ますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

次に基金積立金で 1 千 2 7 9 万 4 千円の増加
となっております。これによりまして平成 20
年度末の基金積み立ての残高は、4 千 6 4 4 万
2 千円となっております。一方、諸支出金が 5 8
3 万 1 千 1 2 0 円の減となっておりますが、こ
れは過年度の国庫負担金及び道負担金などの還
付金が減少したことによるものです。中段に円
グラフで歳入歳出の割合を示しておりますので、
参考として下さい。

次に 3 ページをお開き下さい。参考として介
護保険の財政構造に関する資料として、円グラ
フと表で示しております。一番上の円グラフを
見ていただくとお分かりかと思いますが、介護
保険の財源の比率は、給付費の 5 0 % を国・道・
市町村の公費でまかなっており、残りの半分を
保険料で賄っております。支払基金となってい
る部分が第 2 号被保険者分の負担金の割合で、
昨年の 3 0 % から 3 1 % に変更となっております。

最後に平成 20 年度の決算の総評ですが、第
3 期計画の中で、平成 18 年度から平成 20 年
度までの 3 か年の期間の保険料を 3 千円で運営
してまいりましたが、先程基金残高でも説明し
たように、計画の予定額より増えている状況に
ありますので比較的経営としては安定し、かつ
順調に推移しているものと思料しております。
ただ、歳出の内容などを見ますと保険給付費が
増加傾向にあるなど、多少の不安要素もあるの

も現実でありますので、引き続き財政の安定に努めてまいります。以上簡単ですが、平成20年度の決算の状況についての説明を終わります。

引き続きまして、(2)の第1号被保険者の介護保険料の収納状況について説明いたします。

報告第1号(2)第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の収納状況について

○事務局

それでは報告第1号の(2)としまして第1号被保険者の介護保険料の収納状況について説明します。資料の4ページをご覧ください。賦課総額5千834万3千300円に対し、収納額5千811万9千800円で、未納額22万3千500円となりました。収納率は、年金天引きによる特別徴収が100%、窓口納付による普通徴収が95.6%、全体で99.6%となりました。徴収方法の割合としまして特別徴収が86.8%、普通徴収が13.2%となっております。賦課額の割合については特別徴収が91.3%、普通徴収が8.7%となりました。

次に所得段階別の割合について説明します。本人及び世帯全員が住民税非課税の第1・2・3段階は全体の51.5%で、本人は非課税で家族が住民税課税の第4段階は26.2%、本人が住民税課税となっている第5・6段階は、22.3%となっております。下の方に分かりやすくグラフになっています。

次に滞納分保険料について説明します。18年度以前分がまだ未納となっている方が、4人で20万3千300円、平成19年度分が未納となっている方が8人で13万9千700円となっていて、それに平成20年度現年分の未納額22万3千500円を合わせた56万6千500円が平成21年度の滞納保険料の総額となります。また、平成20年度中の不納欠損処理は2人で10万6千200円となりました。

以上で報告第1号の(2)介護保険料の収納

状況についての説明を終わります。

報告第1号(3)介護給付費の給付実績について

○事務局

(3)介護給付費の給付実績について説明させていただきます。平成20年度の介護給付費のサービスごとの詳細については、資料の1ページに前年度の比較と併せて載せておりますので参考としてください。

平成20年度の介護給付費の総額は、国保連合会への審査手数料を除くと資料の1ページの合計に記載のとおり、3億8千480万9千710円であり、月平均では3千206万7千476円となっております。平成19年度と比較すると、総額で3千52万3千円の増で、月平均では254万3千円の増加となっております。

居宅サービスについては、1億5752万円で昨年より1千779万円増加しており、施設サービスについては、1億8千896万4千円で昨年より1千69万9千円増加しており、居宅・施設サービスとも増加傾向となっております。サービス別の内訳としましては、増減額は記載しておりませんが、居宅サービスでは昨年よりショートステイで496万円、グループホームで460万円程度が主な増加となっております。

また、施設入所者数は中段の表に記載しておりますが、平成21年3月時点で介護老人福祉施設が46名、介護老人保健施設で15名、介護療養型医療施設で4名の計65名となっております。最後になりますが、下段に平成20年度の介護給付費に係る割合を掲載しております。ご覧の通り、下から3段目の介護老人福祉施設が一番多く1億3千134万3千970円の給付費となっており、次いでホームヘルプの5千812万8千327円と続いております。

なお、サービスの詳細については別冊の資料1

ページでご確認ください。以上で報告第1号の説明を終わります。

○会 長

ただいま事務局より報告第1号について説明がありましたが、この件について質疑があればお受けしたいと思います。何かございませんか。

○委 員

滞納額がどんどん増えていくがどのような処理をするのですか。

○事務局

実際に今年残っているのは15人で、56万6千500円という形で、前年の額については74万3千700円ですので額としては圧縮されている形になります。我々としましては、戸別訪問をしたり、税の特別徴収班といった形の中で全職員が徴収に出向いたり、夏の時期と冬の時期の徴収強化を含めて、税の方と一体となった形の中でなるべく納めていただく形で努力しております。ただ平成20年度の不能欠損自体は去年1名で約2万6千円ですから、実際今年は2名で10万6千200円ですから、徴収できず落とした分が7万4千円程ありますので、それを差し引いた分が実質的な圧縮になっているということで、ご理解していただきたいのですが、従前1名の方については、福島町在住の方で以前から介護の運協で説明している通り、本人は介護のお世話にならないという信念がありまして、収めない理由としては、そういう状態になっても介護を利用しないので収める意思は無いということで再三、町の方からも色々行なっているのですが、なかなかその意思が変わらないということで、ある程度年限が過ぎると落としていただいております。もう1名の方につきましては、現在東京都内に在住の方で、この方についても再三お願いなり色々やってきましたが、本人の所得状況が厳しい状態で、また東京都という遠隔地にあってなかなか徴収行為が出来ないということがあ

り、将来的にも福島町へ帰ってくる予定もないという本人の意思もありますので、これについては法に則った形で不能欠損という形で処理させていただきます。新たに発生したということをご理解していただきたいと思います。

○委 員

住所が福島町ってことですね。

○事務局

いや、住所はすでに東京都内に移られていて、たまたま福島町に居る時に介護保険にかかっていた。それで、将来的に福島町に戻ってくるのであれば、サービスを受ける可能性があります。戻ることと意思がないと本人が意思表示をしているのが現状であります。

○会 長

あと他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○会 長

なければ報告第1号については審議を終わりたいと思います。報告第1号について、了承することとしてよろしいでしょうか。

(報告第1号・・・承認)

報告第2号平成20年度介護保険特別会計
(サービス事業勘定) 決算について

○会 長

引き続き、報告第2号について事務局説明をお願いします。

○事務局

それでは、6ページをお開きください。報告第2号平成20年度介護保険特別会計(サービス事業勘定)決算について説明いたします。(1)平成20年度の決算については歳入歳出とも282万5千円となりました。歳出において、保健師でケアプランを作成している分として81万2千500円を保険事業勘定へ繰り出しており、残りは(2)に記載の201万2千500円を陽光園・社会福祉協議会ほか計6事業所4

97件分として支出しております。

以上簡単ですが、報告第2号平成20年度介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算について説明を終わります。

○会 長

ありがとうございました。報告第2号について何か質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○会 長

なければ報告第2号については審議を終わりたいと思います。報告第2号について、了承することとしてよろしいでしょうか。

（報告第2号・・・承認）

議案第1号平成21年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（案）について

○会 長

それでは次に、議案第1号について事務局説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第1号を説明いたします。先程、報告第1号で決算報告がありましたが、その決算から平成21年介護保険特別会計に増減が生じたので9月議会に次のとおり補正予算を提案するものであります。

1. 補正の主な内容について

平成20年度の介護給付費並びに地域支援事業の確定に伴い、国庫負担金等に平成21年度において表に記載している返還額をそれぞれに返還することになります。介護給付費の返還額として、国庫負担金として国に174万4千317円、道負担金として道に182万8千23円、支払基金として社会保険診療報酬支払基金（第2号保険者）に211万4千420円、町負担金として町に98万9千170円で合計の介護給付費分として667万5千930円を返還することになります。

次に表の真ん中の地域支援事業費の返還額で

す。国庫補助金として国に16万9千180円、道補助金として道に8万4千590円、支払基金として社会保険診療報酬支払基金に20万9千462円、町負担金として町に8万4千73円で合計54万7千305円を返還することになります。介護給付費と地域支援事業費の合計で722万3千235円を返還することになります。

その他、本日配布した資料をご覧ください。事務費の内訳となっております。まず、事務費の歳入として、平成20年度は町より事務費の繰入金として1千734万円、督促手数料として1万7千700円、事務費補助金として59万3千円、基金の利子として14万6千972円、報告第2号でも説明がありましたが、サービス事業勘定からの繰入金として81万2千500円、その他ショートの個人負担利用分として14万9千550円として、合計1千905万9千722円が事務費の歳入であります。

一方、事務費の歳出ですが、介護特別会計の総務費の事務費として830万409円、地域支援事業の事務費として988万3千501円であります。地域支援事業としては、表にあるとおり総事業費として1千977万7千635円ありますが、地域支援事業の補助対象経費が989万4千134円となっております、差し引いた分が地域支援事業の事務費としてみております。歳出の合計1千818万3千910円となり歳入から歳出を引いた額を事務費返還額として町に返還することになります。一番下の表が実際に平成21年度補正で返還することになる金額であります。この金額を返還するために8ページの補正予算の科目別総括表を9月議会に補正提案することになります。補正金額については、歳入歳出とも補正額の欄の809万3千円を補正することになります。

なお、返還額と補正金額で6千円ほど合いませんが、整理科目として各科目に1千円を当初予算で計上しているためであります。詳細につ

きましては、別冊の5ページに内訳書を掲載しておりますので参照願います。以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議願います。

○会 長

ただいま事務局より議案第1号について説明がありました。この件について何か質疑があればお受けしたいと思います。

(議案第1号・・・承認)

○会 長

なければ議案第1号については審議を終わりたいと思います。議案第1号について、了承することとしてよろしいでしょうか。

(承認)

○会 長

それでは引き続き、地域包括支援センターの方に移ってもよろしいでしょうか。

○事務局

一点だけ報告させていただきます。今回3冊のパンフレットを介護の方で作らせてもらいました。この予算については、みんな笑顔で～の内側に書いてありますけれども、介護報酬のプラス分をPRするというので、国からの補助金により作成しました。これを9月1日配布の広報と一緒に各戸配布させていただきます。あと2冊につきましては役場の窓口にお客様がいらっしゃったり、保健師が訪問したり、事業所等に若干割り振りしてPRしたいと思いますので報告いたします。

○会 長

ありがとうございました。こういう各戸配布になる資料等を含めて後程、冒頭に話しました様に、これからのサービス等についてご意見をいただければと思います。

報告第1号平成20年度地域包括支援センター業務実績について

○会 長

それでは地域包括支援センターの方に進みます。早速議案に入ります。報告第1号の平成20年度の地域包括支援センター業務実績についてお願いいたします。

○事務局

それでは報告第1号平成20年度地域包括支援センター業務実績について説明させていただきます。2ページをご覧ください。

まず1番に、ふれあい教室を挙げております。皆さんご存知のとおり、ふれあい教室は各地区の会場で開いておりますが、平成20年度は会場によって参加者の希望により2回実施の会場がありまして、平成19年度より総数としては増えております。平成19年度の総利用者数は776名でしたが、平成20年度は987名となっております。アンケートによりゲームもやりたいと希望がありましたので、筋トレや能活性化トレーニング以外にも、ゲームも実施して内容を時々変えています。以前から半年毎に体力測定と認知症テスト、口腔チェック、栄養アンケートを実施しております。その結果により、いろいろ指導を変えていくようにしております。測定結果は4月・5月と10月・11月にした結果が表になっておりますのでご覧ください。

2番目の特定高齢者の把握ですが、チェックリストを70歳以上の方に配布して回収し、その中で要注意となった方に保健師が訪問して教室参加や訪問で指導してもいいか確認して、いいと答えた方には町内の医院の先生のご協力を得まして生活機能評価という評価を受けてもらって、特定高齢者と決定になっておりますので、要注意の方の数より特定高齢者の数は少なくなっております。このチェックリストと声かけ訪問という部分につきまして、社協のヘルパーさんに依頼していたのですが、チェックリスト・声かけ訪問・ふれあい教室と多種多様の依頼をしたためにどれも不十分になっているということで、数が少なくなりましたので、平

成21年度は声かけ訪問のみ依頼しております。

3ページをお開きください。3番目の介護保険の認定調査ですが平成20年度は99の認定調査を包括支援センターの方では実施しております。平成19年度は85でしたので、この認定調査の数も増えております。平成21年度につきましては、新規の認定の方についてはできるだけ包括支援センターで調査をしようということにしておりますので、これ以上に増えていく可能性があると思います。

4番目の予防給付のケアプランの作成につきましては、予防給付の人数が24名でケアプランはその方によって1年に何回か作成する場合がありますので31。特定高齢者の分のケアプランは14。住宅改修につきましても、予防で住宅改修しからないという方につきましては、包括支援センターの方で実施させておりますので、住宅改修も3件やっております。5番目の予防給付のケアプランチェックにつきましては、各事業所に委託しているケアプランがあがってきた場合に、こちらの方でチェックさせていただいております。

6番目の介護給付の費用や内容のチェックにつきましては、毎月介護給付のレセプトをチェックして、事業所を周った時に話し合いをさせていただいておりますし、介護保険の申請で窓口に見えた時、更新の時などにサービス利用の予定が無いのにとりあえず、介護保険の申請をしておきたいという方に関しては、介護保険料の無駄遣いになりますので必要な時に申請していただけるようにお話しております。

7番目の介護事業所周りにつきましては、前年度も毎月1回という原則ですが、なかなか仕事が回らず、必ず毎月1回は行けておりませんが、事業所の方を周らせて頂いたりしております。

8番のサービス担当者のケア会議につきましても毎月1回の原則だったのですが、なかなか全部は出来なく、10回開催して各事業所と情

報交換をしております。平成20年度につきましては、情報交換だけではなく第1回介護サービス従事者研修会のための開催内容や方向の話し合いをしたり、虐待マニュアルを包括支援センターの方で作らせていただくということで、その内容についての話し合いも行いました。

9番目の介護家族交流会につきましては、前年度は8回実施で、のべ13名です。これは参加者の方から今悩んでいるので話し合いをしたいという時などに必要に応じて開催しておりますので、定期開催ではありません。

10番目の広報活動については、平成20年度に関しましては平成19年から引き続き、皆の介護保険メモを掲載しております。

11番の研修・指導に関しましては、平成20年度は新しいことを2つやらせていただきました。1つ目は、敬老会の時に介護予防の啓発事業として運動の講師をお呼びしまして、健康体操をステージ上で実施しております。2つ目としましては、看護サービス従事者研修会としまして、各事業所にお勤めの方たちを対象に12月3日に役場で開催いたしまして、3事業所から37名の参加を得ております。その他、包括支援センターの職員、主任介護支援専門員の研修に1名受講しております。報告第1号は以上です。

○会 長

ただいま報告第1号について説明がありましたが、この件について質疑があればお受けしたいと思います。みなさん何かございませんか。

○委 員

ふれあい教室は昨年に比べて200名程増えていますけど、皆さん新規の方なのですか。

○事務局

新規というよりは、2回開催の地区があるのでその分の増加かと思えます。

○会 長

体力測定のバランスの項目の改善はみられますか。

○事務局

バランスはなかなか改善がみられません。

○委員

敬老会の健康体操はどのようなことをするのですか。

○事務局

運動指導の方に来ていただいて、脳トレも兼ねて、手を動かしたりするような体操をしたのですが、すごく好評だったので今年度は少し時間を延ばして、もう少し体を動かしたり席が狭いのでタオルを使った簡単な体操なんかを取り入れていただこうかと思っております。

○委員

声かけ訪問の電話というのは、電話だけで声かけになるのでしょうか。

○事務局

声かけ訪問のヘルパーさんが行って留守だった時に、職員の方が電話して安否確認をしてくださっているということです。

○会長

他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ報告第1号については審議を終わりたいと思います。報告第1号について、了承することとしてよろしいでしょうか。

(報告第1号・・・承認)

報告第2号平成20年度地域支援事業実績について

○会長

引き続き、報告第2号について説明をお願いします。

○事務局

では、報告第2号平成20年度地域支援事業実績について報告させていただきます。資料4ページをご覧ください。地域支援事業ということで大きく介護予防事業と包括的支援事業、任意事業の3つに分かれております。

まず、介護予防事業について説明させていただきます。この中の1つとして特定高齢者把握事業ということで、社協のヘルパーさん2名にお願いして生活機能チェックリストの徴収や、特定高齢者候補者になった方に対して町内の先生にお願いして、13名の方に生活機能評価を受けていただきました。それにおきまして、昨年度の予算額184万2千円に対して実績181万8千円となっております。次の生活介護予防活動支援事業ということで計画の方にもありましたが、ふれあい教室開催事業ということで、毎回在宅の歯科衛生士さんをお願いして口腔チェックや歯科指導をお願いしています。その分や歯科用の教材費、歯ブラシや手袋等になります。その他、認知の関係で使う教材費等を含めまして、予算額62万8千円に対し、実績59万1千646円となっております。

次のショートステイ事業ですが、介護保険を使ってない方、自立の方の介護者が不在の場合等に使うショートステイですが、昨年度は予算額81万7千円に対しまして、実績43万7千250円となっております。先ほどの介護保険運営協議会の方でも短期入所生活介護ということで、ショートステイの増加が496万円ありましたが、それと考えますと実際にショートステイを使う方が自立ではなく、介護保険を申請して使うようになった分、減ったと思われまます。介護予防事業全体としまして、予算額328万7千円に対し、実績額284万6千896円となっております。

次の包括的支援事業の方に移らせていただきます。介護予防マネジメント事業と書いてありますが、これに対しましては保健師の給料職員手当等の分、補助対象分とケアマネジメントシステム賃貸料ということの金額になります。予算額が1千637万5千円に対し、実績額が1千608万7千94円となっております。

次の任意事業に移ります。介護給付費費用適正化事業ということで、月に1度地域ケア会議

を実施しております、それに掛るもので予算額5千円に対し、実績額4千410円となっております。

次の家族介護教室ですが先程、三上の方から説明がありました通り、昨年度は3回実施しまして予算額4千円に対し、実績額4千410円ということで、会議用の紙代やアンケート用紙に使われております。

次ですが、家族介護継続支援事業ということで家族介護用品支給事業を行っております。これは介護保険で介護4と5に認定された方で非課税の方に対しまして、おむつ券等の介護用品を、一月6千250円を上限に給付しているものです。昨年度は22名、135枚の給付券発行がありました。予算額90万円に対し、実績額8万2千4825円となっております。

次の福祉用具・住宅改修支援事業ですが、住宅改修に関わる申請書作成手数料として、昨年度は2千円を5名のケアマネージャーさんへ支払っております。予算額2万4千円に対し、実績額1万円となっております。総計で地域支援事業予算額2千59万5千円に対し、1千977万7千635円となっております。以上で報告を終わります。

○会 長

ただいま報告第2号について説明がありましたが、質疑があればお受けします。

(「なし」との声あり)

なければ報告第2号については審議を終わりたいと思います。報告第2号について、了承することとしてよろしいでしょうか。

(報告第2号・・・承認)

報告第1号地域密着型サービス事業指定状況について

○会 長

それでは次の地域密着型サービス運営委員会の方に移らせていただきます。

○事務局

地域密着型サービスについては原則として当該事業所所在市町村の住民のみが保険給付の対象となります。

しかし、特例的に事業所所在の市町村の同意があった場合には、他の市町村の事業所を指定することができることとなっております。

本年度の指定状況につきましても、当初は昨年同様に5つの事業所が指定を受けておりましたが、江差町のグループホームに入所されていた方が平成21年6月をもって退所しました。

また、同ホームにつきましても指定の期限が平成21年7月31日をもって終了となったため、更新手続きを行わずに指定解除の手続きを檜山支庁にした所でございます。その結果、現在の指定の状況と入所者については、グループホーム陽光園に7名、木古内町のグループホーム杉の木に2名、七飯町のグループホームハッピードゥナンに1名、最後に松前町のグループホーム松前さくら苑ですが、表には0名となっておりますが、2～3日前に1名の方が入所されたとの情報がありましたので、現在は4事業所で11名の方が利用されている状況であります。

○会 長

ただいま報告第1号について説明がありましたが、何か質疑があればお受けします。

○委 員

町外のグループホームに入所するときは住民票を移さなければならないのですか。

○事務局

グループホームによっては、市町村に住民票を移す場合もあります。地域密着型サービスについては、住所地特例はないので基本的には住所は移さないで施設に入ることになります。なぜそういう措置をするかということ、外の市町村から住所を移して施設に入るとその市町村の持

ち出しが多くなるためです。

○会 長

他に、何かありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ報告第1号については審議を終わりたいと思います。報告第1号について、了承することとしてよろしいでしょうか。

（報告第1号・・・承認）

○会 長

これから少し時間をいただきまして、高齢者の問題について地域としてどのような方向でサービスを考えていったらいいのかということについて、ご意見頂けたらと思います。今年の5月28日に、健康福祉関係団体意見交換会というのがありまして、その中で今のような話について色々と意見交換や問題などが出てきたので、こういった場で意見をいただきたいと思っています。委員の方には町内会や民生委員の関係でいろいろ意見を出していただきました。

○委 員

見守りの件については、これからマニュアルを作ってくれるということで、それを参考に少しでも早い方がいいのではないのでしょうか。

○会 長

声かけ訪問についても、ヘルパーさんで町内全体を周るのは厳しいですね。

○委 員

まず、対象者が基本的に絞り込みづらいというのがありまして、ヘルパーが訪問してもとても元気で、畑に行ったりしている人もいますので、逆に何しに来たんだろうってなりますが、そういう人の所へは行かなくていいのかとなると、そういう人がある日突然ってということもあるので、必ずしも大変な所だけ回ればいいのかといえばそういうことではない。ただ平成21年度については、新たに安心生活創造事業という新事業がありまして、その受託の中に調査活動という名目で、また新たに入っていますので、従来よりは手厚く訪問する形になるのかと考え

ております。

○会 長

初めての方もいますので、新事業について簡単に説明をお願いします。

○事務局

今年町長が政策の中で掲げている、安心・安全な町作りという柱があるんですけど、それを実現するために町の方では3本の新たな計画を考えておまして、国のモデル事業の指定を受けまして全国55の市町村中で北海道では4市町が指定を受けまして、その中に福島町も含まれております。3年間のモデル事業を実施するというので何をするかというと、介護に至らない方で一人暮らしの方で生活にやや困っている方を、地域としてどう支えるかという形で見守りを中心に、更に買い物難民という形で、地域に居ると交通の便が悪くて買い物に不便を来している方に対して買い物支援といったものを中心に、福島町としてどういったサービスができるかということを経営3年かけて事業を展開していきながら、最終的に事業実施に向けていくというのが1つです。

もう1つは地域福祉計画といって、今までの健康作り計画や、こういった介護の計画や障害の関係の計画もありますが、個々に対象を絞った計画につきましては福島町の場合、他の町村に比べて整備はしてきましたが、根幹となる地域の福祉をどうしていくのかという理論付けができておりませんでした。これについては社会福祉法の中である程度市町村において作りなさいとあります。ただ、義務付けでないものだからなかなかこういった計画に予算が付きませんが今回、国の臨時対策交付金という形で100%の補助の中で実施させて頂きたいです。委員としては、福祉関係のメンバー15人程集まって頂いて、この前も第1回目の会議をさせて頂きました。その中でお話しさせて頂いたのは、地域の方々に分りやすく、サービスを受ける方

もその計画を分る計画が理想的ではないかということで、みんなで隣近所が集まって作るような形で計画を作りましょうということです。

それと3点目は、災害時の要援護者避難支援プランということで、災害時に避難を自力で出来ない方々を災害要援護者と国の方で呼んでいるのですが、具体的には高齢者の方で足下がおぼつかない方や、障害者や妊婦さん、外国人の方といった何らかのハンデがあり、いざ災害が起きた時に、人の手を借りなければ逃げられないといった方々を平常時から、どういった形で避難をさせるかというプランを作って、災害が起こった時にマニュアルに沿って行動を起こしていく。そういった計画を常時持っているか持っていないかによって、初期動作・町からの指示が的確に伝わらないということがありますので、災害時の要援護者避難プランを消防関係の方、町の防災関係、また赤十字のボランティアの方等の協力を得ながら、計画を作っていくようにしています。

この3本の柱を持って高齢者の方々等をどういった形で支えていくかということの計画を進めています。来年の3月を目途にまとめ上げることにしておりますので、経過についてはHPや広報を通じてお知らせしていきたいです。

○会 長

そういうことで、福島町がどういう現状か把握する必要があります。そうすると隣近所の情報が必ずしも無い所があります。もう一つは、個人情報というのは壁があるので、情報として集まりづらい場合もあります。前回の身障者の会議では、対象の方が居るが見逃されている方が居たりするとあるので、いかにして情報を集めるか、そういう中で何が必要か計画を立てた方がいいと思います。

○事務局

先ほど説明しました、要援護者の避難支援プランを作るということになると、個人カードを作ることになるので、個人情報が妨げになるこ

とがある。我々としては、人の命の方が個人情報より上になるのかなと思っていますので、人命救助を第一優先として考えていますが、昨今こういう時代なので、勝手に町が個人の情報を提供するってことは出来ません。

○委 員

ボランティアで高齢者の一人暮らしの家に絵手紙を出したり、お弁当を作って持って行ったりというボランティアもしています。その時に訪問した家で亡くなっている人を発見したというのを聞いたこともあります。

○委 員

こういったのは事業所の援助があるから大丈夫だけど個人でやるとなると難しいですね。

○会 長

医療の関係などでも、急遽入院するとなっても今までの情報が全く分らないということがあるのが現状です。なので、かかりつけの病院の薬とか、資料を収集しておくといった事をやっている所もある様なので、福島町もそういう方法を取り入れてもいいと思います。

○委 員

安心・安全ということで今回モデル事業ということで国から補助が出るということですが、その計画はどこら辺まで進んでいるのですか。

○事務局

先程言ったように、3カ年の事業なのですが、国の方から1年1千万円ずつの助成です。役場としましては、社協さんと連携して一部社協さんのほうに委託する形ですけど、まず事業の中の状況としては3つの条件を提示されておりまして、1点目は福島町にどのくらい対象者が居るのかを把握しなさいというもので、2点目はそれを地域としてどう支えていくかという体制を作ることで、要は各町村で補助金があるうちは一生懸命やるのですが、自分たちでお金を出すとなった時にやらなくなってしまうことがあるので、そういうことではなく助成をもらっている間に計画を立てて、将来的に4年後に自主

財源を検討しなさいということが言われています。今までの福祉サービス自体はどちらかというと、国の補助金なり、町の助成金、利用者の3つの財源で運営されていたのですが、町財政が厳しくなると事業縮小などで負担が増えます。それだけでなく、地域全体がお互いに話し合う制度を作りなさいということで、我々が考えているのは例えば、一人暮らし高齢者を支える募金活動、1世帯500円とか、町外の福島町出身者に呼びかけて、ふるさと応援基金のような形の中で協力して行政にあまり頼らずに、一人暮らし高齢者の方を支えていくのが今の事業です。それで今補助金の関係とかも始まったばかりなので、これから社協さんの方とも打ち合わせしていきますけど、今の状況としてはまず、一人暮らし高齢者の方たちがどのくらい居てどのくらいの方が本当に困っているのか、その中の1割、但し今回は介護を受けている人は除いて、事業の対象となって絞られていくのかなと思います。

○会 長

地域福祉計画の方でアンケートも実施していて提出が28日迄になっているので対象になっている方は、期限を守ってください。それから地区の懇談会が福島と吉岡であると思いますので、参加して積極的な意見を出してもらえればと思います。

そろそろ時間も来ましたので、介護運営協議会を終わりたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

閉 会（午後7時40分）
